

令和6年度西都市シティプロモーションアドバイザリー業務委託に係る 公募型プロポーザル審査要領

この要領は、西都市が実施する令和6年度西都市シティプロモーションアドバイザリー業務委託に係る契約候補者を選定するために行うプロポーザル審査について、必要な事項を定めるものである。

1 選定方法

令和6年度西都市シティプロモーションアドバイザリー業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出された企画提案書等を別に定める「令和6年度西都市シティプロモーションアドバイザリー業務委託に係る公募型プロポーザル審査基準（以下「審査基準」という。）」に基づき審査し、審査委員全員の合計点数が満点に対して60%以上の者、かつ最も合計点数の高い者を契約候補者として選定する。

2 審査

審査の対象となる者（以下「審査対象者」という。）は、参加申込みをした者のうち、参加資格を有することが当市から認められ、期限内に企画提案書等を提出した者とする。

（1） 審査方法

審査対象者による企画提案書等についてのプレゼンテーション及び質疑応答を行い、各審査委員がその内容を審査し、審査基準に基づき採点を行う。

各審査委員の評価点の合計点数が大きい順に順位付けを行い、その結果、第1位となった者を委託契約の優先交渉権者である契約候補者とし、次順位以降となった者から順に次順位以降の交渉権者とする。なお、合計点数が同点の場合は、審査委員ごとの順位を比較し、1位を獲得した数が多い者を上位とする。これでも同点の場合は2位を獲得した数により比較する。以下、同様に比較することにより、順位を決定する。

（2） 実施方法

対面での審査とし、以下のとおりとする。

- ① 出席人数は1者につき5人以内とし、実際に業務を受注した際の実務担当者がプレゼンテーションを主に行う。
- ② 審査の順番は原則として企画提案書の受付順とする。
- ③ 実施時間は1者につき40分以内（原則としてプレゼンテーション30分以内、質疑応答10分以内）とする。
- ④ プrezentationは提出した企画提案書を基に行い、追加提案や追加資料の

配付は認めない。

- ⑤ 審査は個別に行い、非公開とする。

3 契約交渉

契約候補者の選定後速やかに、当市は契約候補者と提案内容について協議及び契約内容の調整を行い、双方合意の上、委託契約を締結する。なお、契約候補者との協議が不調となった場合は、次順位の交渉権者と委託契約締結に向けた交渉を行う。